

町田新産業創造センター「施設等貸出要綱」

第1条（目的）

町田新産業創造センター（以下「センター」という。）内のイベントスペースおよび、関連備品（以下「施設等」という。）の貸出についての必要事項はこの要綱に定めるところによる。

第2条（利用対象者）

センターが創業支援を通じた町田市の産業振興を目的として設立された経緯により、施設等の利用者は、原則として入居者、市内事業者（各種団体含む）、行政を優先対象とする。ただし、利用状況に空きがある場合は一般の利用も認めることがある。

第3条（利用目的）

施設等の利用は、会議・講演会・講習会・セミナー、研修、その他の利用に供することを目的とする。

第4条（利用時間等）

- (1) 施設等は、土日、祝祭日および、年末年始（12月29日から翌年1月3日）の貸出は行わない。ただし、入居者並びに行政等から申出があった場合は、土日、祝祭日については貸出を認めることがある。なお、その際の利用条件・取扱方法等については別途定める。
- (2) 施設等の利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。但し、入居者については午後9時までの利用を認める。

第5条（利用申込）

- (1) 施設等の利用を希望する者は、原則として利用日の3か月前の応当日からセンターに申込をしなければならない。ただし、応当日が休日に当る場合は順次受付日を繰り上げるものとする。
- (2) 施設等の利用を希望する者は、ホームページ上の申込フォームで申し込むものとする。なお、電話等によりセンターへ仮予約の連絡を行った場合は、1週間以内にセンターが別に定める「施設等利用申込書」により正式申請を行わなければならない。尚、期日までに正式申請が行われない場合は仮予約を取り消す場合がある。

第6条（利用料金・時間）

- (1) 施設等の利用料金・時間については下表の通りとする。尚、利用時間には準備、片付けの時間を含むものとする。

◎ イベントスペース利用料（2023年6月1日より）

	9：00～13：00	13：00～17：00	9：00～17：00
料金	9,020円	9,020円	18,040円

◎ 備品等貸出料

貸出備品名	内容	料金
プロジェクター	スクリーンとのセット	3,300円
スクリーンのみ	コンセント使用料込	550円
ポータブルアンプ	ハンディマイク2本付き	550円
ホワイトボード	黒・赤・青マーカーセット	無料

※消費税込料金です。

※入居者が利用する場合には、別途定める料金基準による。

- (2) 原則として利用時間の延長は認めない。ただし、事前に利用者よりセンターに延長の申し出があり、センターの業務に支障がなく、やむを得ないと認められた場合には前後1時間の延長を認めるものとする。なお、利用時間延長が認められた場合は30分単位で1,000円（消費税抜き）の延長料金を徴求するものとする。

第7条（禁止事項）

施設等の利用に関して、利用目的が次の各号に該当する場合は、施設等の利用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序または、善良な風紀を乱す恐れのある場合。
- (2) 反社会的勢力および、布教活動による宗教関連者の使用や葬儀、法事等の利用。
- (3) 政治的活動等の目的に利用する者の使用
- (4) 販売を主たる目的とする者の使用。
- (5) 火気使用および、危険物持ち込み等、災害発生の恐れのある場合。
- (6) 施設内での飲食、喫煙、寄付行為を伴うものである場合。
- (7) ダンス、歌、楽器等の演奏等
- (8) その他、センターが適当ではないと認めた場合。

第8条（利用承認）

ホームページの申込フォームからの申込あるいは、「施設等利用申込書」による正式申請の受理後、センターは利用目的が前条の禁止事項に該当しないことを確認し利用を承認する。

第9条（利用料金の支払）

センターより利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、原則として利用日の1か月前までに現金または、振込（振込手数料は使用者負担）にて利用料金を前納しなければならない。ただし、センターが認めたときは利用料の一部または全部を免除することができる。

第10条（予約の効力の喪失）

前項の料金支払について、センターに連絡なく期日までに利用料金の入金がない場合は、予約の効力を失うものとする。

第11条（キャンセル料）

徴収した利用料は利用の有無にかかわらず原則として返金しない。ただし、次の各号に該当する場合には、その一部または全額を返金する。

- (1) センターが利用を取り消した場合や、利用者の責めに寄らない不可抗力により利用できない場合、またはその他やむを得ない理由により利用できないとセンターが認めた場合は全額返金する。
- (2) 利用日当日までのキャンセル料は以下の通りとする。

利用日の1カ月前（休日の場合は前営業日）まで	0%
利用日の1カ月前から2週間前（休日の場合は前営業日）まで	50%
利用日の2週間前から当日まで	100%
- (3) 一部または全額の返金がある場合には、原則として利用者の指定する銀行口座へ振込する。この場合、前納金額から振込手数料を差し引いて返金するものとする。

第12条（転貸・譲渡の禁止）

利用者は、施設等の利用について第三者に譲渡または転貸してはならない。なお、利用時にその事実が判明した場合には、利用の中止や以後の利用を制限する場合がある。

第13条（利用前、利用後の報告）

利用者は、利用前に利用者名をセンター事務局に対して伝えてから利用しなければならない。また、利用後は必ず終了した旨を告げ、施設等を明け渡さなければならない。

第14条（利用承認の取消・利用の中止）

センターは、施設等の利用を承認した後に、第7条の禁止事項に該当すると認められた場合や、申込内容に虚偽があった場合には速やかにその承認を取り消し、またはその利用を中止させることができる。なお、この承認の取り消しや利用の中止により利用者が損害を被ることがあっても、センターはその責を負わない。

第15条（利用に関する届出等）

利用に際して行政等に対する申請・申告・届出が必要な場合は、すべて利用者が行うものとする。

第16条（原状復帰）

利用者は、施設利用時間終了までに施設等を原状に復帰しなければならない。また、利用時に出たゴミ等については自らの責任において持ち帰らなければならない。ただし、大量のゴミが生じた場合については、別途事務局が対応することがある。

第17条（損害賠償）

- (1) センターは、利用中の盗難および事故等の責任は一切負わない。
- (2) 利用時の建物、設備、備品、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、何人の所為であることを問わず、利用者が賠償の責を負うものとする。

以 上

2023年 4月 1日改定